

## ダイオキシン類対策特別措置法上の特定施設一覧表 1 (施行令第1条)

大気の特設施設(施行令 別表第1)

	種 類	規 模 要 件 等
1	銑鉄用焼結炉	焼結鉍(銑鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造の用に供する <b>焼結炉</b> であって、原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの
2	製鋼用電気炉	製鋼の用に供する <b>電気炉</b> (鑄鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。)であって、変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの
3	亜鉛回収施設	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する <b>焙焼炉、焼結炉、溶鉍炉、溶解炉及び乾燥炉</b> であって、原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの
4	アルミニウム合金製造施設	アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。)を使用するものに限る。)の用に供する <b>焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉</b> であって、焙焼炉及び乾燥炉にあっては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあっては容量が1トン以上のもの
5	廃棄物焼却炉	<b>廃棄物焼却炉</b> であって、火床面積(廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計)が0.5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計)が1時間当たり50kg以上のもの